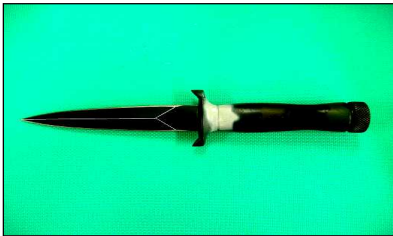
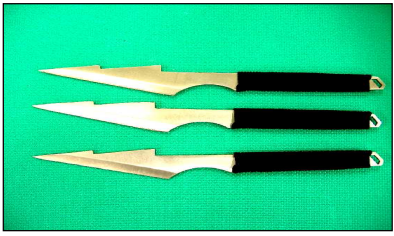




# 危険な刃物は持たせない！！

～ 18歳未満の青少年への販売等禁止～

宮城県では、青少年健全育成条例(昭和35年宮城県条例第13号)第19条第1項に基づき、下記の刃物等を有害がん具に指定しています。

指定・告示	平成20年7月15日指定・宮城県告示第754号	
名称	通称 <b>ダガーナイフ</b>	通称 <b>スローイングナイフ</b>
形状、構造又は機能	鎧を中心として左右が対称な両刃の刃体を有するナイフで、刃体の先端部が著しく鋭いもの	両刃又は片刃の刃体を有し、刃体の先端部が著しく鋭い投てき用ナイフで、一般的に「投げナイフ」「フライングナイフ」と呼ばれるもの
例示		

指定・告示	平成10年4月3日指定・宮城県告示第417号	
名称	通称 <b>バタフライナイフ</b>	通称 <b>サバイバルナイフ</b>
形状、構造又は機能	柄がさやを兼ねた折りたたみ式ナイフでさやが刃体のみね側と刃先側の二つに分かれ、刃体との接合部を軸としてそれぞれを両側に開いて開刃し、刃体をさやと直線的に固定できるもの	刃体と柄が直線的かつ不可動的に固定されたナイフで、みねの部分にのこぎり状に加工された刃を有するもの
例示		

指定・告示	昭和61年10月1日指定・宮城県告示第1097号	
名称	がん具 <b>空気銃</b>	がん具 <b>ガス銃</b>
構造	手動により空気圧縮ポンプを作動し、圧縮された空気の利用して弾丸を発射させるもの	充てんした圧縮ガスの力を利用して弾丸を発射させるもの
機能	当該がん具銃用の弾丸を装てんし、発射した場合において、発射弾丸の有する単位面積当たりのエネルギーが銃口の直前で0.5ジュール毎平方センチメートル以上を有し、威力はおおむね銃口からの距離が3メートルで銃身と直角においた新聞紙5枚程度を貫通する力に相当するもの	
例示		